

Information

「少ない掛金で大きな補償」平成26年度交通災害共済

交通災害共済は、万が一交通事故により死亡またはけがをした場合に、見舞金を支給する公的共済制度です。平成26年度の加入者を募集しますので、次の事項を確認の上、お申込みください。

問 役場 総務課 行政係 内線2206

《注意》

個人情報保護の関係上、昨年度より個人通知ならびに個人納付に変更しています。

◆適用となる交通事故

日本国内で、航空機・船舶・汽車・電車・バス・モノレール・トロリーバス・自動車・原動機付自転車・自転車・荷車・車いす等の交通により、歩行者や交通乗用に乗っている共済加入者が、軌道その他道路交通法に規定する道路等（一般の交通の用に供する場所）で、交通乗用具の接触または衝突等により、災害を受けた場合に適用されます。

◆加入資格

- ① 鬼北町に在住し、住民基本台帳に登録されている人（外国人登録者も含む）
- ② 加入者の被扶養者であり、町外に居住されている人（学生など）

◆掛金

- ① 一般…700円
- ② 中学生以下…300円
（平成11年4月2日以降に生まれた人）

◆共済期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日
※年度途中から加入する場合は、掛金を納めた日の翌日から平成27年3月31日まで

◆見舞金

死亡の場合：100万円、けがの場合は治療（入院・通院）日数に応じて、2万円から15万円を支給します。（治療日数7日以上から）

◆申込み方法

【前年度加入世帯の方】

申込書とパンフレットを郵送しますので、申込書と掛金を添えて、町内各金融機関（郵便局は除く）窓口へ提出してください。

【前年度加入していない世帯の方】

役場総務課行政係までご連絡ください。申込書とパンフレットを郵送しますので、申込書と掛金を添えて、町内各金融機関（郵便局は除く）窓口へ提出してください。

Information

原付・軽自動車などの廃車・名義変更の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、原動機付自転車（原付）、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を4月1日現在に所有登録されている人に課税されます。

「人に譲った」「廃車にした」「盗難にあった」「紛失して存在しない」場合でも、4月1日現在で手続きが完了していなければ、引き続き所有しているものとして課税されますので、廃車（解体）や名義変更などがあつた場合は、必ず3月末までに手続きをしてください。

軽自動車の車種	見分け方	届出先
原動機付自転車 125cc以下	町（鬼北・広見・日吉）ナンバー （ナンバーの色：白・黄・桃・水色）	鬼北町役場税務課課税管理係 住所：鬼北町大字近永800番地1 ☎45-1111 または日吉支所、愛治公民館、三島公民館
小型特殊自動車 （農耕用・その他）	町（鬼北・広見・日吉）ナンバー （ナンバーの色：緑色）	
軽自動車 （四輪・三輪）	愛媛ナンバー	軽自動車検査協会愛媛事務所 住所：松山市高井町1812-3 ☎089-975-7310
軽自動車（二輪） 126～250cc		四国運輸局愛媛運輸支局 住所：松山市森松町1070 ☎089-956-1561
二輪の小型自動車 251cc～		

※町ナンバーの廃車・名義変更の手続きの際は、ナンバープレート、印鑑、車体番号等が分かるものを持ってお越しください。

問 役場 税務課 課税管理係 内線2123